

2 荒子保第 6 7 2 号
令和 2 年 5 月 2 2 日
(公 印 省 略)

育児休業から職場復帰予定の保護者の皆様

荒川区子ども家庭部
保育課長 浦田 寛士

新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日の取扱いについて
(令和 2 年 5 月 2 2 日時点)

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

区では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 1 3 日 (月) から 5 月 3 1 日 (日) まで、区内保育施設等について臨時休園としております。また、2 荒子保第 3 3 8 号にて、育児休業からの職場復帰日を 7 月 1 日まで延長しておりますが、依然として今後の状況が不透明となっていることから、下記のとおり、職場復帰日の期限をさらに延長し、令和 2 年 1 0 月 1 日 (木) までとして取扱うことといたします。

記

1 令和 2 年度 6 月入園内定で育児休業中の方

昨今の情勢に鑑みて、職場復帰日延長の理由を問わず、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」を保護者ご自身でご記入の上、6 月 2 2 日 (月) までに内定した保育園にご提出いただければ、職場復帰日を 1 0 月 1 日 (木) まで延長できるものとします。

2 既に職場復帰日の延長に関する書面等を提出済みの方

- 既に勤務先が発行した職場復帰日の延長に関する書面や、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う職場復帰日について」をご提出いただいている場合、記入された「職場復帰予定日」を 1 0 月 1 日 (木) として取り扱うこととしますので、あらためて書面を提出していただく必要はございません。
- ただし、臨時休園終了後の登園開始日及び職場復帰日については、必ず在籍園にご連絡ください。

(注) 本通知における対応方針は現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。保護者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

【問合せ先】荒川区 子ども家庭部 保育課 入園相談係
(電話) 3802-3111 内線 3825~3827, 3847